

令和7年度津市子育て世帯訪問支援事業受注事業者募集要項

令和7年4月

津市こども家庭センター

1 業務内容等

(1) 業務名称

令和7年度津市子育て世帯訪問支援事業業務委託

(2) 業務の概要

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐため、訪問支援員が訪問し、次のア又はイ若しくはア及びイを同時に行うことを基本に、下記に掲げる業務を包括的に行う

《具体的な業務内容》

ア 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行等）

イ 育児・養育支援（保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）

ウ 子育て等に関する不安及び悩みの傾聴、相談並びに助言（保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は、除く。）

エ 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に係る情報提供

オ 対象者及び児童の状況並びに養育環境の把握

(3) 業務の仕様

「津市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」参照

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 訪問支援員の要件

訪問支援員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 津市子育て世帯訪問支援事業実施要領（以下「要領」という。）第6に規定する内容の研修を修了した者

(2) 次の各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行後にあるは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）第443条第2項の規定を準用する。

イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げ

る法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

3 受注者の要件

本業務を受注することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害福祉サービス事業者の指定を受けた者
- (2) 居宅サービス事業者の指定を受けた者
- (3) 前2号に掲げる者と同等の体制を有している者として市長が認める者

4 委託料

要領第3(1)に掲げる基本型業務に関する委託料は訪問支援費、交通費等及び事務費・管理費とし、金額は次表のとおりとする。

また、要領第3(3)に掲げる産前・子育て応援ヘルパー型に関する委託料は訪問支援費、交通費等とし、次表のとおりとし、事務費・管理費は算定しない。

費 目	委託料の金額	
訪問支援費	1時間あたり	3, 0 0 0円
交通費等	1回あたり	1, 8 6 0円
事務費・管理費	1名あたり	月額2, 6 0 0円

なお、利用者負担については、津市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第7条に基づき、津市が利用者から徴収する。

5 応募方法

本業務の受注者として契約を締結することを希望する者は、下記に掲げる書類を提出し、本市による審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出すること。

- ア 津市子育て世帯訪問支援事業受注事業者申込書
- イ 津市子育て世帯訪問支援事業受注事業者申込にかかる誓約書
- ウ 事業者概要
- エ 定款、寄付行為又はこれに類する書類

- オ 障害福祉サービス事業者または居宅サービス事業者に係る指定書の写し
 - カ 障害福祉サービス事業者または居宅サービス事業者と同等の体制を有していることを確認できる書類
 - キ 財務諸表
 - ク 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ケ 印鑑（登録）証明書
 - コ 本市の区域内に事業所を有する法人にあっては、市税に係る事業所の完納を証明する書類
 - サ 法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
- (2) 書類の省略
- 次の各号に掲げる者は、同項に掲げる書類の提出は不要とする。ただし、エの規定は、過去３年間連続してエの規定を適用した者には適用しない。
- ア 津市契約規則(平成１８年津市規則第４０号)第７条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されている者 キからサに掲げる書類
 - イ ３(1)及び(2)に掲げる者 カ及びクに掲げる書類
 - ウ ３(3)に掲げる者 オに掲げる書類
 - エ 前年度に津市子育て世帯訪問支援事業業務委託（津市子育て世帯訪問支援事業業務（基本型）委託を含む。）の受注者として契約を締結し、業務を適切に履行した者 ウからサに掲げる書類
- (3) 提出先（事業担当課）

〒514-8611 三重県津市西丸之内２３番１号 健康福祉部こども家庭センター
電話：０５９－２２９－３２８４ FAX：０５９－２２９－３４５１
E-mail：229-3284@city.tsu.lg.jp

５ 審査結果の通知等

- (1) 書類提出後に応募を辞退する場合は、事業担当課にその旨連絡し、応募辞退届を提出すること。
- (2) 提出書類の審査の結果は書面により応募者に通知する。なお、津市子育て世帯訪問支援事業の受注者として適当であると本市が認めた事業者については、契約関係書類を別途郵送するので、必要個所に記入押印のうえ、指定の期日までに事業担当課あてに提出すること。

６ 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

- (1) 応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 応募に際して不正行為があった場合

7 その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限終了後、本市の責任において処分するものとし、本業務以外に使用しない。
- (2) 提出書類の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする。